

令和7年琴浦町告示第83号

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第2項の規定により次のとおり告示する。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この告示期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和7年7月1日

琴浦町長 福本 まり子

- 1 名称 光自治会
- 2 区域 本会の区域は、琴浦町大字光地内の区域とする。
- 3 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字光 264 番地

4 不動産に関する事項

地目	面積	所在地
山林	1653 m ²	東伯郡琴浦町大字光字宮ノ前 489 番地

5 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙1参照

6 告示期間 令和7年7月1日から令和7年10月1日まで

7 異議を述べる方法

琴浦町長に対し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

(別紙1)

地目	面積	所在地
山林	1653㎡	東伯郡琴浦町大字光字宮ノ前489番地
登記名義の氏名	登記名義の住所	共有持分
真山 新太郎	東伯郡赤碕町大字光 1 番屋敷	5分の1
豊嶋 勇次郎	東伯郡赤碕町大字光241番地	5分の1
大本 次郎	東伯郡赤碕町大字光257番地	5分の1
真山 富蔵	東伯郡赤碕町大字光25番屋敷	5分の1
真松 庄松	東伯郡赤碕町大字光231番地 3・231番地内 1	5分の1